日本コンタクトレンズ学会緊急レクチャー 2013年3月7日

カラーコンタクトレンズの普及に伴う眼障害の深刻化!
ー高度管理医療機器であるカラーコンタクトレンズの諸問題ー

カラーコンタクトレンズが抱える諸問題

日本コンタクトレンズ学会 常任理事
植田喜一

J(LS

コンタクトレンズ(contact lens: CL)は主として近視、遠視、乱視などの屈折異常や老視を矯正するが、眼表面に直接触れるため、種々の障害を生じることがある。人の健康に重大な影響を与える恐れがある障害をきたすこともあるため、薬事法では適切な管理を必要とする高度管理医療機器として取り扱われている。

多種多様の高品質なCLが開発されたことから、多くの 患者がCLを使用するようになったが、最近、若い人を中 心におしゃれを目的としたカラーCLを使用するケースが 増えており、種々な問題が生じている。

そこで、カラーCLが抱える諸問題を概説する。



本題に入る前に、CLによる眼障害について触れる。

CLは素材の面からハードコンタクトレンズ(hard contact lens: HCL)とソフトコンタクトレンズ(soft contact lens: SCL)に分けられるが、日本ではカラーCLはSCLのみである。

SCLは装用感がよく、ずれにくいため、多くの方に好まれるが、汚れが付きやすく、細菌やアメーバなどの微生物に汚染されやすいという問題がある。

黒目(角膜)にトラブルがあると痛みを感じるが、 SCLを装用するとその痛みが軽減される(バンテージ効果)ため、SCLを外さずに装用を継続すると重篤な眼障害に至ることがある。

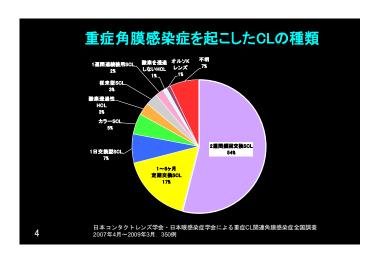
SCLの種類(使用期限による分類)

- 1. 1日で交換するタイプ(1日交換型, 毎日交換型, ワンデー)
- 2. 最長2週間で交換するタイプ(2週間頻回交換型)
- 3. 1ヶ月~6ヶ月で交換するタイプ(1ヶ月~6ヶ月定期交換型)
- 4. 使用期限が定められていないタイプ(従来型)

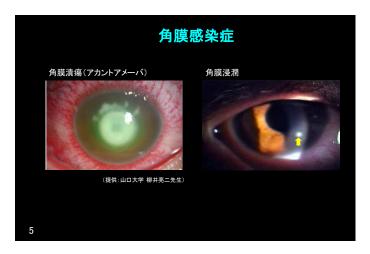
視力補正用SCL(度ありSCL)は上記の1. ~4. があるが、非視力補正用SCL(度なしSCL)は最長1ヶ月以内(1日交換型, 2週間頻回交換型, 1ヶ月定期交換型)である。

SCLは使用期限によって、1日で交換するタイプ、最長2週間で交換するタイプ、1ヶ月~6ヶ月で交換するタイプ、使用期限が定められていないタイプ(従来型)に分けられるが、適正なものを正しく使用すれば、1日で交換するタイプがもっとも安全である。

カラーSCLについては後述するが、視力補正用(度あり)のものはこれら4つのタイプがあるが、非視力補正用(度なし)のものは最長1ヶ月以内(1日交換型,2週間頻回交換型,1ヶ月定期交換型)がある。



日本コンタクトレンズ学会と日本眼感染症学会が2007年4月から2009年3月の2年間に実施した「入院を要したCL関連角膜感染症全国調査」では、350件の報告があったが、その多くがSCLによるものであった。



SCLによる代表的な障害を提示する。

写真はCL関連角膜感染症の代表例の角膜潰瘍である。

重篤な合併症である角膜潰瘍は、治癒しても角膜の混濁 によって、恒久的な視力障害を残すことがある。

左はアカントアメーバによる角膜潰瘍である。

右は炎症や免疫反応によって、角膜に白い混濁(角膜浸潤)が生じたものである。



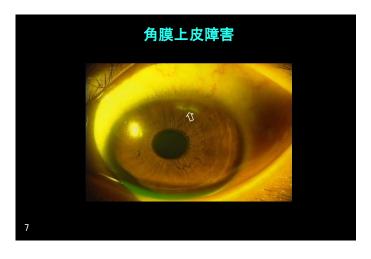
SCLは素材によっては角膜に酸素を供給する量が少ないので、角膜が酸素不足になりやすい。

カラーSCLで使用されている素材は酸素供給量の少ない製品しかないが、サイズが大きく、厚いSCLでは特に酸素不足になりやすい。

左は酸素不足によって角膜中央部にびらんを生じたものである。

右は角膜周辺部に新生血管を生じたものである。

(※写真中の緑は、検査用色素で涙を染色したものであるが、角膜上皮障害(角膜びらん)の部分が濃く染まる。)



SCLが角膜にうまくフィットしないと角膜に障害が生じ ることがある。

SCLのサイズ、厚み、デザインがフィッティングに大 きく影響する。

色素が漏出しているカラーSCLでは、色素が角膜に刺 激を与えて、こうした角膜障害を生じやすい。



SCLに付着した汚れや刺激によって白目(結膜)にアレ ルギー反応が生じる。結膜にぶつぶつとした隆起物(乳 頭)が生じること(巨大乳頭結膜炎)がある。

色素が漏出しているSCLでは、色素が結膜に刺激を与 える。

クリアなCLとカラーCL

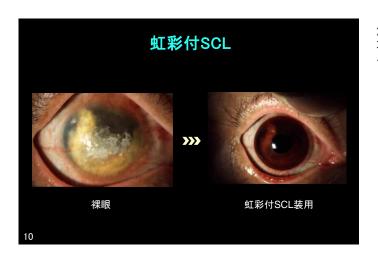
○クリアなCL

○カラーCL

1. 虹彩付レンズ : レンズに虹彩紋様を印刷, あるいは着色したCL

2. 美容用レンズ : 虹彩の色を変えるために不透明な色素を用いて (おしゃれ用) 着色したCL

CLにはクリアなCLと色のついたCL(カラーCL)がある。 主なカラーCLには、レンズに虹彩模様を印刷した虹彩 付レンズと、虹彩の色を変えるために不透明な色素を用い て着色した美容用(おしゃれ用)レンズがある。



角膜が白濁した症例に虹彩付レンズを装用した写真である。 本来、カラーCLは整容を目的として開発されたものである。



髪の色を変えるのと同様な感覚で、目(虹彩)の色を変えようというおしゃれ目的のカラーCLが普及してきた。

視力補正用CLと非視力補正用CL

〇視力補正用CL(度ありレンズ)

〇非視力補正用CL(度なしレンズ)

いわゆる「おしゃれ用度なしカラコン」として問題視される

非視力補正用CL ⇒ 保険診療になじまない

一般に使用されるCLは、近視、遠視、乱視、老視などを 矯正する目的で使用される視力補正用で、レンズに度が 入っている(度ありレンズ)。

一方、単におしゃれを目的としたものは非視力補正用で、 レンズに度が入っていない(度なしレンズ)。カラー SCLには視力補正用(度あり)と非視力補正用(度な し)がある。おしゃれ用CLを処方することは医療ではな いので、保険診療になじまない。

承認されたCLと未承認CL

医療機器と判断されるものは厚生労働省の管轄

・承認されたCL(高度管理医療機器) 薬事法・未承認CL

薬事法に基づいて対応

未承認CL ➡・広告, 販売の規制 ・保険外診療(自由診療)

※2009年2月3日以前はおしゃれを目的とした度なしカラコンは 消費生活用製品安全法に基づく特別特定製品に指定され、 経済産業省が管轄していた。 CLは医療機器であるが、医療機器と判断されるものは厚生労働省の管轄で、薬事法に基づいて対処される。

CLは医療機器の中でもリスクの高い高度管理医療機器 として取り扱われるが、承認を受けたCLと、承認を受け ていないCL(未承認CL)がある。未承認CLは広告、販 売の規制があり、保険外診療(自由診療)である。

なお、2009年2月3日以前は、おしゃれを目的とした 度なしカラーCLは消費生活用製品安全法に基づく特別特 定製品に指定され、経済産業省が管轄していた(後述す る)。

承認を受けていないカラーSCL



2009年2月3日以前に販売されていた未承認カラーCLの一例である。

インターネットを利用して購入した。これらのカラー CLを装用すると、短時間でも角膜障害を生じるといった 症例があった。

CL販売についての提言

2004年10月5日 日本コンタクトレンズ学会

(提出先)・厚生労働省医薬食品局安全対策課長 ・経済産業省商務情報政策局 サービス産業課医療・福祉機器産業室長

- ・ 度なしカラーCLを高度管理医療機器に含める、あるいはこのようなCL は輸入販売を停止すべきである。
- すべてのCLについて販売時の眼科医の受診、あるいは眼科医により 発行された処方せん(指示せん)の提示を義務付けるべきである。



厚生労働省内で検討した結果、度なしCLを薬事法の対象にするのは困難であるという結果になった。そこで、消費者生活センター、および経済産業省に対し、無認可で販売される度なしCLによって眼障害が生じうるので注意するように、という勧告を送ることにした。

(厚生労働省監視指導麻薬対策課)

以前、度なしカラーCLは単なる雑品として取り扱われ、何の規制もなかった。その後、通常の視力補正用CLと同様に、高度管理医療機器として取り扱われるようになった経緯を述べる。

2004年10月5日、日本コンタクトレンズ学会は厚生 労働省安全対策課に、「度なしカラーCLを高度管理医療 機器に含める、あるいはこのようなCLは輸入販売を停止 すべきである。すべてのCLについて販売時の眼科医の受 診、あるいは眼科医により発行された処方の提示を義務づ けるべきである。」ことを提言した。

これに対して、厚生労働省監視指導麻薬対策課は、「厚生労働省内で検討した結果、度なしCLを薬事法の対象にするのは困難であるという結果になった。そこで、消費者生活センター、および経済産業省に対し、無認可で販売される度なしCLによって眼障害が生じうるので注意をするように、という勧告を送ることにした」という回答をした。

おしゃれ用カラーSCLの使用上の注意

国民生活センター

1) 実際におしゃれ用カラーレンズを使用して角膜潰瘍や角膜 <u>浸潤などの重度な眼</u>障害が起きている。

視力補正以外の目的で安易にカラーレンズを使用しない ほうがよい。

報道発表資料「おしゃれ用カラーコンタクトレンズの安全性—視力補正を目的としないものを対象に—」 16 2006年2月3日公表より 国民生活センターは細胞毒性試験、色素溶出試験、装用テスト、眼障害調査等を行い、2006年2月3日に消費者に対するアドバイス、業界ならびに行政に対する要望を公表した(「おしゃれ用カラーコンタクトレンズの安全性ー視力補正を目的としないものを対象に一」

http://www.kokusen.go.jp/) .

その内容の一部を以下のスライドに示す。

「実際におしゃれ用カラーレンズを使用して角膜潰瘍や 角膜浸潤などの重度な眼障害が起きている。

視力補正以外の目的で安易にカラーレンズを使用しない ほうがよい。」

おしゃれ用カラーSCLによる眼障害調査

日本コンタクトレンズ学会による調査



2005年9月の1ヶ月間で43件

17

国民生活センターの依頼で、日本コンタクトレンズ学会が2005年9月の1ヶ月間に会員に対して調査を行った。承認されているレンズによる眼障害が18件、未承認のレンズによる症例が10件、承認の有無が不明のレンズによる症例が15件の計43件で、スライドに示すように結膜炎、角膜炎などの軽い眼障害のほか、角膜上皮びらん、角膜浸潤、角膜潰瘍などの重篤な眼障害の報告があった。

おしゃれ用カラーSCLの使用上の注意

国民生活センター

2) 細胞毒性や色素の溶出が認められるなど、安全性や品質に問題のあるものがみられたので十分気をつけよう。

承認を受けていないおしゃれ用カラーレンズは国内では安全性が保証されていないので、安全性や品質が不確かなものは購入、使用しないほうがよい。

個人輸入で購入する際は、自己責任のもと商品を購入することになるので、購入、使用に関して十分検討する必要がある。

報道発表資料「おしゃれ用カラーコンタクトレンズの安全性—視力補正を目的としないものを対象に—」 18 2006年2月3日公表より 細胞毒性試験、色素溶出試験の結果から、以下のことが提言された。

「細胞毒性や色素の溶出が認められるなど、安全性や品質に問題のあるものがみられたので十分気をつけよう。

承認を受けていないおしゃれ用カラーレンズは国内では安全性が保証されていないので、安全性や品質が不確かなものは購入、使用しないほうがよい。

個人輸入で購入する際は、自己責任のもと商品を購入 することになるので、購入、使用に関して十分検討する必 要がある。」

動物性異物の検出



(0.4 (4 E ell))

開封前の商品中より、製造過程で購入したと 思われる動物性異物が検出された。

報道発表資料 「おしゃれ用カラーコンタクトレンズの安全性―視力補正を目的としないものを対象に―」 2006年2月3日公表より 開封前の商品中より、製造過程で購入したと思われる動物 性異物が検出されたという報告もあった。

おしゃれ用カラーSCLの使用上の注意

国民生活センター

3) おしゃれ用カラーレンズ装用により視力、夜間視力、動体視力が大幅 に低下する場合があり、これらを装用して夜間に車等を運転することは 危険である。夜間に車等を運転する際は、カラーレンズをはずすか、運 転をやめるべきである。

装用後に点状表層角膜症などの軽い眼障害が確認された銘柄もあったので、少しでも異常を感じたら、すぐに医療機関に相談しよう。

報道発表資料「おしゃれ用カラーコンタクトレンズの安全性―視力補正を目的としないものを対象に―. 2006年2月3日公表より 装用テストの結果から、以下のことが提言された。

「おしゃれ用カラーレンズ装用により視力、夜間視力、 動体視力が大幅に低下する場合があり、これらを装用して 夜間に車等を運転することは危険である。夜間に車等を運 転する際は、カラーレンズをはずすか、運転をやめるべき である。

装用後に点状表層角膜症などの軽い眼障害が確認された 銘柄もあったので、少しでも異常を感じたら、すぐに医療 機関に相談しよう。」

おしゃれ用カラーコンタクトレンズによる健康被害の防止について

厚生労働省医薬食品局審査管理課 経済産業省商務情報政策局製品安全課

消費生活用品安全法(2007年5月14日施行)

- ・おしゃれ用カラーCLは事故情報報告、公表制度の対象となる。
- ・販売事業者は重大製品事故が発生したことを知った場合には、 製造事業者または輸入事業者に通知する責務がある。

事務連絡 2007年5月17日

2007年5月14日、厚生労働省医薬食品局審査管理課と、 経済産業省商務情報政策局製品安全課は、消費生活用品安 全法のもと、

- ・おしゃれ用カラーCLは事故情報報告、公表制度の 対象となる。
- 販売事業者は重大製品事故が発生したことを知った場合には、製造事業者または輸入事業者に通知する 責務がある。

という事務連絡を発出した。

おしゃれ用カラーCLの実態

- 流通、安全性評価の実態
- •被害、使用実態状況
- 製品の安全性及び品質
- •海外規制

視力補正を目的としないカラーCLに関する調査報告 独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE) (2008年7月) その後、製品評価技術基盤機構(National Institute of Technology and Evaluation:NITE)が「視力補正を目的としないカラーコンタクトレンズに関する調査委員会」を設置し、製品の安全性及び品質に関する調査、危害及び実態状況に関する調査、流通及び安全性評価の実態調査等を行って、安全性の在り方を報告した

(http://www.nite.go.jp/jiko/press/prs080710.htm]) 。

眼障害の程度による分類

(平成17年10月3日から平成20年2月26日までの診察に係るもの)

障害件数	障害の)程度	後道	虚症の可能性	入院の必要性				
167件 (100%)	重傷	21件 (13%)	あり	13件(8%)	あり	3件(2%)			
			めり	131+(0%)	なし	10件(6%)			
			なし	0# (50()	あり	0件(0%)			
				8件(5%)	なし	8件(5%)			
	軽 傷	146件 (87%)	あり	C/# (20()	あり	0件(0%)			
				6件(3%)	なし	6件(3%)			
			なし	4.40/40.40()	あり	1件(1%)			
				140件84%)	なし	139件(83%)			

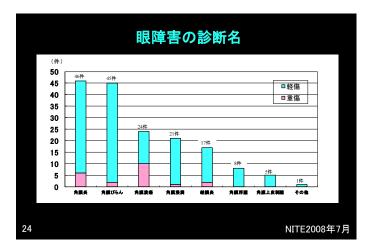
重傷:治療期間が30日以上のもの

23

NITE2008年7月

2007年にNITEの依頼により、日本眼科医会が未承認のおしゃれ用カラコン(度なしカラーCL)の使用による眼障害の調査を行った。その結果は上記のNITEのホームページに掲載されている。

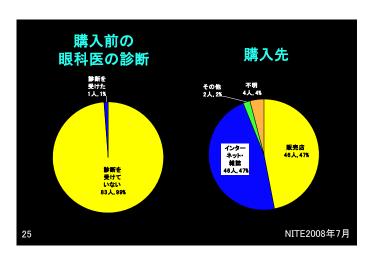
未承認おしゃれ用力ラーCLによる眼障害167件のうち、 重傷は21件(13%)、軽傷は146件(87%)であった。



診断名で分類すると、全体では角膜炎46件(27%)、角膜びらん45件(27%)、角膜潰瘍24件(14%)、角膜浸潤21件(13%)、結膜炎17件(10%)、角膜浮腫8件(5%)、角膜上皮剥離5件(3%)、その他1件(1%)の順であった。

重傷では、角膜潰瘍10件(47%)、角膜炎6件(28%)、角膜びらん2件(10%)、結膜炎2件(10%)、角膜浸潤1件(5%)の順で、

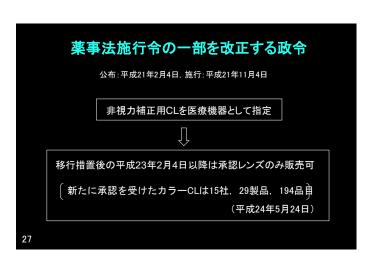
軽傷では、角膜びらん43件(30%)、角膜炎40件(27%)、角膜浸潤20件(14%)、結膜炎15件(10%)、角膜潰瘍14件(10%)、角膜浮腫8件(5%)、角膜上皮剥離5件(3%)、その他1件(1%)の順であった。



カラーCLで障害をおこしたほとんどの者は、購入前に眼 科医の診断を受けておらず、インターネット等の非対面販 売で購入している者が多かった。

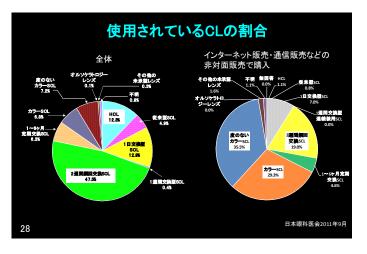
(許容範囲を超える枚数												(数文
銘 柄	銘 柄 おしゃれ用カラーSCL						視力 補正用 SCL					
承認基準の項目		В	С	D	Е	F	G	Н	I	J	K	L
形状及び外観	0	3	0	0	0	2	0	0	10	1	0	0
直径	0	0	9	0	-	1	7	-	10	0	0	0
厚さ	10	-	-	-	-	10	10	-	-	-	-	-
ベースカーブ	0	4	0	0	-	0	8	-	10	0	0	0
頂点屈折力	2	1	0	0	-	0	8	-	10	0	0	0
円柱屈折力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プリズム誤差	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0

製品の物理的事項(形状,外観,直径,厚み,ベースカーブなど)が基準を満たしているかを評価したところ、不適合な製品があった。厚みについては視力補正用SCLに比べて約2倍の厚みがあったというものもあり、こうしたレンズを装用すると酸素不足による角膜障害を生じやすい。また、おしゃれ感を出すためにサイズの大きいものが多い。一般に、こうした直径の大きいレンズを装用すると、圧迫による角結膜障害や酸素不足による角膜障害を生じやすい。



こうしたおしゃれを目的としたカラーCLの問題を契機として、平成21年2月4日に薬事法施行令の一部を改正する政令が公布された。非視力補正用CL(度なしCL)は医療機器として指定され、薬事法で規制されることになった。

移行措置後の平成23年2月4日以降は、承認レンズのみが販売されることになった。平成25年1月21日時点では、新たに承認を受けたものは19社、38製品、258品目と、多くの販売名のカラーSCLが市場に出回っている。



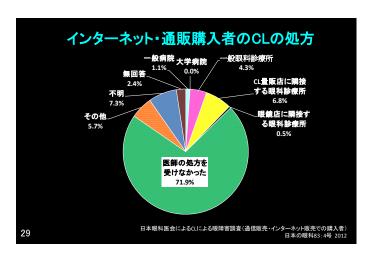
カラーCLが高度管理医療機器として取り扱われることから、粗悪な製品がなくなり、カラーCLによる眼障害は激減することを期待したが、現実には、逆に増えている印象がある。おそらく、カラーCLを使用する者の数が急増したことに伴って、眼障害も増えているものと推察する。

日本眼科医会が2011(平成23)年の9月に実施した CLによる眼障害の調査結果である。

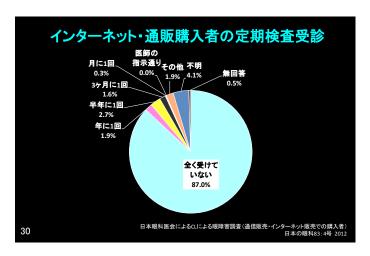
左は全体(2,775件)で、右は全体の中からインターネット販売や通信販売などの非対面販売で購入した症例を抽出したもの(369件)である。

左の図を見ると、SCLによる眼障害が多い。

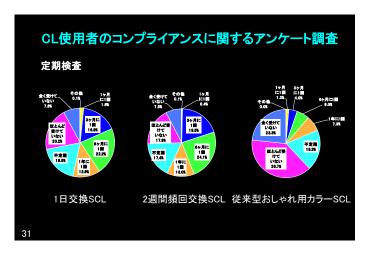
右の図を見ると、非対面販売で購入した症例による障害が多い(カラーSCL: 29.3%, 度のないカラーSCL: 38.5%)。



インターネット販売や通信販売などの非対面版倍で購入した者に対して、どこでCLを処方されたという質問に対しては、7割以上の者が眼科を受診していなかった。



同様に、定期検査を受けているかという質問に対しても、 8割以上の者が全く受けていなかった。



このように、トラブルを生じた患者だけが、眼科医の処方 を受けていない、定期検査を受けていないなどのコンプラ イアンスが悪いかというとそうではない。

2009年の9月に日本コンタクトレンズ協議会(日本眼 科医会、日本コンタクトレンズ学会、日本コンタクトレン ズ協会の3団体からなる協議会)は、インターネットを利 用してCL使用者1万人を対象にコンプライアンスに関す るアンケート調査を行った。

ここでは定期検査の結果だけを示すが、従来型のおしゃ れ用SCLを使用している者のほとんどが眼科を受診して いなかった。

この他の項目を含めて、おしゃれ用カラーSCLの使用 者の多くは、装用にあたって、注意すべきことを守ってい ないのが実状である。

日本コンタクトレンズ学会によるカラーCL眼障害調査

期間:2012年7月1日~9月30日(3ヶ月間)

参加施設:97施設

眼障害数:395例

カラーCLによる眼障害の増加が問題となっている状況下、 日本コンタクトレンズ学会は眼障害調査を実施した。

実態を把握して、国民に啓発するだけでなく、厚生労働 省に対応を要望することを目的としたものである。

この内容については、渡邉理事が述べた通りである。 2012年7月1日から9月30日までの3ヶ月間に、全国 の97施設から395例の報告があった。

カラーCLによる眼障害の原因

1. カラーSCL自体の問題

低い酸素透過性 1)材質

色素の漏出 ・色素の刺激 $\hat{\Box}$

酸素不足になりやすい 細胞毒性を生じる 角膜・結膜に刺激を与える

2) サイズ ・大きなサイズのレンズ (デカ目)

角膜・結膜に吸着しやすい

酸素不足になりやすい

3)厚さ

厚みのあるレンズ

 \Rightarrow 酸素不足になりやすい

2. カラーSCL使用者のコンプライアンス不良

・カラーSCLを高度管理医療機器として認識していない

・眼科医による処方、定期検査を受けていない ・眼科医の指導、添付文書の熟読していない ・使用期限、長時間装用、清潔な取り扱い、レンズケアなどが不適切である

カラーSCLによる眼障害の主な原因としては、カラー SCL自体の問題とカラーSCL使用者のコンプライアンス の問題がある。

カラーSCL自体の問題としては、材質、厚さ、サイズ があげられる。カラーSCLの多くは酸素透過性の低い材 質が使用されており、長時間装用すると角膜が酸素不足を 起こし、種々の眼障害を生じやすくなる。色素が漏出する と細胞毒性により、結膜や角膜に障害を生じる。色素その ものの刺激により結膜や角膜に障害を生じやすくなる。

カラーSCL使用者は、カラーSCLが高度管理医療機器 と認識してない、眼科医による処方や定期検査を受けてい ない、眼科医の説明・指導を受けていない、カラーSCL やケア用品の添付文書を熟読してないことが多く、このた めカラーSCLの使用期限を守ってないことや、長期間装 用をしたり、カラーSCLの取り扱いやケアが不適切であ ることが多々みられる。

カラーSCLの着色方法

- 1. レンズの内面に着色剤を印刷する⇒ 角膜障害
- 2. レンズの外面に着色剤を印刷する ⇒ 結膜障害
- 3. 着色剤を素材の間に挟んでサンドイッチ構造にして包み込む

承認にあたっては製法の記載義務はあるが、その内容は 公表されていないため、詳細はメーカーしかわからない

34

カラーSCLの主な着色方法には、3つある。

- 1. レンズの内面に着色剤を印刷したものは角膜障害が生じやすい。
- 2. レンズの外面に着色剤を印刷したものは結膜障害が生じやすい。
- 3. 着色剤を素材の間に挟んでサンドイッチ構造にして 包み込んだものは比較的安全である。

なお、承認にあたっては、製法の記載義務はあるが、その内容は公表されないため、詳細はメーカーしかわからないという問題がある。



写真はレンズの断面を顕微鏡で観察したものである。 上はレンズ外面に着色剤を印刷したカラーSCLで、下 はレンズ内面に着色剤を印刷したカラーSCLである。



レンズ内面に着色剤を印刷したカラーSCLを装用したことで、角膜上皮障害を生じたものである。

(※写真中の緑は検査用色素で涙を染色したものであるが、角膜上皮障害の部分が濃く染まる。)



スライドはレンズ内面に着色されたカラーSCLである。

メーカーは安全だと主張していても、カラーSCLを綿棒でこする(写真の〇の領域)と、綿棒に色素が付着する製品もある。

2週間頻回型や1ヶ月定期交換型では、毎日カラーSCL をこすり洗いしなければならないので、色素が徐々に漏出してくることが予想される。

処方せん無しで仮装用カラーCLを購入した場合の 危険性について眼科医が10代の子どもたちとその親に警告

(米国眼科学会ガイドライン. 2012年10月4日)

- 仮装用カラーCLを装用することは、角膜炎(潰瘍を引き起こし、 失明に至ることのある感染症)の発生リスクを16倍以上も増加 させる。
- 全てのCLは処方せんが必要で、眼科医による適切な検査を 受けることが必要である。

米国では10代の子どもや若者を中心として、仮装用力ラーCLによる眼障害が問題になっている。

これは、日本ではおしゃれ用度なしカラーSCLが該当する。

- ・仮装用カラーCLを装用することは、角膜炎(潰瘍を引き起こし、 失明に至ることのある感染症)の発生 リスクを16倍以上も増加させる。
- ・全てのCLは処方せんが必要で、眼科医による適切な 検査を 受けることが必要である。

仮装用カラーCLを安全に使用するために

(米国眼科学会ガイドライン. 2012年10月4日)

- 眼科医の検査を受ける。
- メーカー名, レンズの規格, 使用期限が明記された有効な処方せんを入手する。
- 眼科医の処方せんを要求するCL販売店から仮装用カラーCLを購入する。
- 説明書に書かれたケア(洗浄・殺菌), 装用方法を守る。
- 他の誰かとの仮装用カラーCLの共有は絶対にしない。
- 眼科医のフォローアップ検査を受ける。

なお、2005年には米国では、連邦法によってCLの販売は 免許取得書に限っている。 米国眼科学会は仮装用カラーCLを安全に使用するために、 以下のことを守るように啓発している。

- ・眼科医の検査を受ける。
- ・メーカー名, レンズの規格, 使用期限が明記された 有効な処方せんを入手する。
- ・眼科医の処方せんを要求するCL販売店から仮装用 カラーCLを購入する。
- ・説明書に書かれたケア(洗浄・殺菌), 装用方法を 守る。
- •他の誰かとの仮装用カラーCLの共有は絶対にしない。
- ・眼科医のフォローアップ検査を受ける。

39

コンタクトレンズの適正使用と眼障害防止について

医薬品·医療機器等安全性情報 No.294(2012年9月26日)

CLに関する眼障害:69件(2009年~2011年の3年間)

43件が製品が特定できた 20件がおしゃれ用カラーCL

 $\hat{\mathbf{U}}$

CL販売時の情報提供等の徹底

近年のおしゃれ用カラーCLの一般化、インターネット販売をはじめとする販売方法の多様化に鑑み、局長通知「コンタクトレンズの販売時における取扱いについて」(2012年7月18日)を発出し、販売時に使用者に適切な情報提供等が行われるよう、関係者に依頼した。

40

日本では、厚生労働省が2012年9月26日に、医薬品・医療機器等安全性情報No.294で、2009年~2011年の3年間に69件のCLによる眼障害のうち、20件がおしゃれ用カラーCLによるもので、CL販売時の情報提供を徹底するように啓発している。

近年のおしゃれ用カラーCLの一般化、インターネット 販売をはじめとする販売方法の多様化に鑑み、局長通知 「コンタクトレンズの販売時における取扱いについて」 (2012年7月18日)を発出し、販売時に使用者に適切 な情報提供等が行われるよう、関係者に依頼した。

コンタクトレンズの販売時における取扱いについて

厚生労働省医薬食品局長通知(薬食発0718第15号2012年7月18日)

- ・販売時に、購入者に対し、医療機関への受診状況を確認し、受診した医療機関の 名称を記録・保存すること。
- ・販売時に、購入者が医療機関を受診していない場合は、コンタクトレンズによる健康 被害等について情報を提供し、医療機関を受診するよう推奨すること。
- ・不適正な使用の結果、重篤な眼障害が発生するおそれがあることを含め、適正な使用のために必要な情報の提供に努めること。
- ・購入者より眼障害の相談等があった場合は、必要に応じ、購入前に受診した医療機関に対し、発生した健康被害の内容等に係る情報を提供するよう努めること。
- ・販売業者の販売管理者は、保健衛生上の支障を生ずるおそれがないように、その営業所の業務につき、販売業者に対して行うこととされている意見具申の徹底を図ること。

41

カラーCLを含めたCL販売の取り扱いについては、2012年7月18日に通知が発生している。

- ・販売時に、購入者に対し、医療機関への受診状況を 確認し、受診した医療機関の名称を記録・保存する こと。
- 販売時に、購入者が医療機関を受診していない場合は、 コンタクトレンズによる健康被害等について情報を 提供し、医療機関を受診するよう推奨すること。
- 不適正な使用の結果、重篤な眼障害が発生するおそれがあることを含め、適正な使用のために必要な情報の提供に努めること。
- ・購入者より眼障害の相談等があった場合は、必要に 応じ、購入前に受診した医療機関に対し、発生した 健康被害の内容等に係る情報を提供するよう努める こと。
- 販売業者の販売管理者は、保健衛生上の支障を生ずる おそれがないように、その営業所の業務につき、 販売業者に対して行うこととされている意見具申の 徹底を図ること。

カラーCL使用者の特性

- 1. 視力補正用のクリアCLの使用経験者が、カラーCLに興味 を持ち、眼科医に相談したうえで処方を受けてカラーCLを 購入するグループ
- 2. 視力補正用のクリアCLの使用経験者であるが、眼科医の説明や検査なしでカラーCLを購入するグループ
- 3. CLの未経験者で、眼科医の説明や検査なしにカラーCLを 購入するグループ

一方、カラーCL使用者には、3つのパターンがあるように思う。

- 1.「視力補正用のクリアCLの使用経験者が、カラーCLに 興味を持ち、眼科医に相談したうえで処方を受けて カラーCLを購入するグループ」
- 2.「視力補正用のクリアCLの使用経験者であるが、 眼科医の説明や検査なしでカラーCLを購入する グループ」
- 3.「CLの未経験者で、眼科医の説明や検査なしにカラー CLを購入するグループ」

1番目のグループはいいが、2番目や3番目のグループは 問題である。とくに、3番目のグループは重篤な角膜障害 をきたしやすい。必ず眼科医に相談してほしい。

カラーSCLの主な問題点 1. 眼障害の発生頻度が高い 2. 視機能に影響を与えることがある かすんで見える、だぶって見える 暗く見える

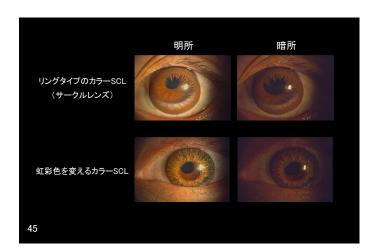
カラーSCLの主な問題点は、これまで述べたように眼障害の発生頻度が高いことであるが、それ以外に見え方に影響を及ぼすことがある。

具体的には、かすんで見える、だぶって見える、暗く見えるなどである。

カラーSCLを使用する場合には、できるだけクリアな SCLとの併用をすすめる。日頃はクリアなSCLを使用し て、おしゃれをしたいときにはカラーSCLを使用すると いった方法である。

この場合、カラーSCLは1日交換タイプがベストである。 それも、<u>すでに多くの眼科医が処方して、安全性が認められたものがよい。</u>

視機能への影響の少ないカラーSCLがよい。着色面積が多く、目(虹彩)の色を変えるタイプのレンズではなく、 着色面積の少ないリングタイプ(サークルレンズ、輪部強調タイプレンズ)である。



カラーSCLがうまく眼に適合していないと、着色された 領域が瞳孔領に及んで、見え方が悪くなることがある。

明所と暗所では、瞳孔の大きさが違うので、見え方に変化が生じる。

カラーSCLの角膜上での安定性や、瞬目による動きなどのフィッティングを眼科医は判断する。

カラーSCLに限らず、CLを安全かつ、快適に見えるようにするためにも、ぜひとも眼科医による検査を受けてほしい。

最後に、カラーCLに限らず、すべてのCLに言えることだが、CLの処方にあたっては禁忌・禁止例がある。 スライドは添付文書に記載されているものである。

- 医師の指示に従うことができない患者
- ・定期検査を受けられない場合
- ・レンズを適切に使用できない患者
- ・レンズ装用に必要な衛生管理を行えない患者 があげられているので、CLの使用にあたっては、注意を 払っていただきたい。

